

令和元年 10月 1日開会

令和元年 10月31日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

## 令和元年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 10月1日（火曜日）	
1. 出欠席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程（第1日目）	5
5. 開会	6
6. 開議	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 諸般の報告	6
9. 会期の決定	6
10. 認第1号 平成30年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 平成30年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
(1)提案理由の説明	7
11. 散会	8

第2日 10月31日（木曜日）

1. 出席議員	9
2. 出席説明員	10
3. 職務のため出席した職員	10
4. 議事日程（第2日目）	11
5. 開議	12
6. 諸般の報告	12
7. 一般質問	
ア、石井通春議員	12
イ、杉田源太郎議員	27
8. 認第1号 平成30年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 平成30年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
(1) 質疑	38
(2) 討論	39
(3) 採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	39
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	39
9. 閉議・閉会	39

付録

令和元年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期10月1日（火）から10月31日（木）までの31日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月1日	火	本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後9時20分～） ○議員全員協議会（午後9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月2日	水	休会
10月3日	木	休会
10月4日	金	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月5日	土	休日
10月6日	日	休日
10月7日	月	休会
10月8日	火	休会
10月9日	水	休会
10月10日	木	休会
10月11日	金	休会
10月12日	土	休日
10月13日	日	休日
10月14日	月	体育の日
10月15日	火	休会
10月16日	水	休会
10月17日	木	休会
10月18日	金	休会
10月19日	土	休日
10月20日	日	休日
10月21日	月	休会

10月22日	火	即位の礼
10月23日	水	休会
10月24日	木	休会
10月25日	金	休会
10月26日	土	休日
10月27日	日	休日
10月28日	月	休会
10月29日	火	休会
10月30日	水	休会
10月31日	木	本会議第2日 ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

10月1日（火曜日）

○出席議員（15人）

1番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
2番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	油井和行	議員	(藤枝市議会議員)
6番	小林和彦	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
12番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
15番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
16番	薮崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（1人）

11番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
-----	------	----	-----------

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	前 島 弘 明	
事 務 局 次 長	長 井 孝 仁	
消 防 長	石 神 良 訓	
消 防 次 長	松 浦 一 仁	

---

○監 査 委 員

	鈴 木 正 和	
--	---------	--

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局長)
次 長	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	岡 真 太 郎	(藤枝市議会事務局主査)



令和元年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和元年10月1日（火）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 認第1号 平成30年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成30年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上 2件一括上程（提案理由の説明のみ）

第6 散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○議長（薮崎幸裕議員） ただいまから、令和元年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番 石田江利子議員、12番 渋谷英彦議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（中村正秀） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 書記長。

○書記長（中村正秀） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から認第1号、平成30年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか1件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書（令和元年6月分及び7月分）の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

---

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域監第6号 令和元年6月分 例月出納検査結果報告書

2 志太広域監第7号 令和元年7月分 例月出納検査結果報告書

---

○議長（薮崎幸裕議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承ください。

以上で、報告を終わります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から10月31日までの31日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（薮崎幸裕議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は31日間に決定いたしました。

日程第2. 認第1号及び認第2号、以上2件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

ただいま上程いたしました認第1号及び認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

認第1号及び認第2号でございますが、平成30年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

初めに、認第1号、平成30年度志太広域事務組一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、志太広域事務組合では、ごみやし尿処理、斎場会館の運営、消防・救急活動など、圏域住民の皆様の生活にとって欠くことのできない多くの事業を実施しております。

各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら、適時適切に設備の整備を実施いたしまして、安全で安定した管理運営に努めてまいりました。

斎場会館の整備につきましては、新火葬場の供用後、新葬祭式場の建設工事を進めまして、本年9月1日に供用を開始したところでございます。

また、新大井川環境管理センター及び新藤枝環境管理センターの整備につきましては、令和2年度の完成を目指しまして、順調に建設工事を実施しているところでございます。

（仮称）クリーンセンターの整備につきましては、本年3月に藤枝市と地元との間で建設に関する確約書を締結いたしまして、整備に向けて大きな一歩を踏み出しました。

消防・救急業務につきましては、日夜、市民の安全・安心を守るために、迅速な現場活動を行いまして、人命救助に最善を尽くしてまいりました。また、屈折はしご付消防ポンプ自動車や高規格救急自動車などの更新を行いまして、消防力の強化を図ってまいりました。

決算の総額についてですが、お手元のクリーム色の表紙の歳入歳出決算書1ページをごらんいただければと思いますが、歳入61億4,431万6,529円、歳出60億1,000万6,734円でございます。

前年度と比較いたしますと、歳入は6.6%、歳出は5.5%、それぞれ減となりました。

同じく、決算書の22ページになりますが、次に、認第2号、平成30年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

学校運営におきましては、引き続き、学習環境の整備に力を注ぎまして、関係3病院との連携を密にし、看護実践力の強化を図り、質の高い看護師の育成に努めてまいりました。

その結果、平成30年度の看護師国家試験では、卒業生29人全員が合格いたしまして、平成27年度から4年連続で合格率100%となっているところでございます。

卒業生29人中28人が圏域3病院に就職いたしまして、地域医療に貢献する学校としての使命が果たせたと認識をしております。

決算の総額は、歳入1億9,184万3,562円、歳出1億8,217万197円でございます。

前年度と比較いたしますと、歳入は1.5%、歳出は2.0%、それぞれ減となりました。

以上が、平成30年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の決算の概要でございます。

これら組合事業の執行における主たる財源は、二市の分担金、すなわち、両市の市民の税金でございます。常にこのことを認識いたしまして、経費節減に心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、それぞれの決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書の写しを添えてございますので、よろしく願いいたします。

以上、2議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（薮崎幸裕議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

10月31日午前10時開議です。

本日は、これで散会いたします。

午前10時07分閉会

1 0 月 3 1 日 (木曜日)

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
2番	多田晃	議員	（藤枝市議会議員）
3番	石田江利子	議員	（焼津市議会議員）
4番	松島和久	議員	（焼津市議会議員）
5番	油井和行	議員	（藤枝市議会議員）
6番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
7番	村松幸昌	議員	（焼津市議会議員）
8番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
9番	岡村好男	議員	（藤枝市議会議員）
10番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
11番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
12番	渋谷英彦	議員	（焼津市議会議員）
13番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	青島悦世	議員	（焼津市議会議員）
15番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
16番	藪崎幸裕	議員	（藤枝市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	前 島 弘 明	
事 務 局 次 長	長 井 孝 仁	
消 防 長	石 神 良 訓	
消 防 次 長	松 浦 一 仁	

---

○監査委員                    鈴木正和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局長)
次      長	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書      記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書      記	岡           真太郎	(藤枝市議会事務局主査)

令和元年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／令和元年10月31日（木）午前9時58分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開議

第2 諸般の報告

（1）一般質問の通告受理について

第3 日程第1 一般質問

1 1番 石井通春 議員

（1）クリーンセンター入札に対し議会と市民への説明をどう進めていくか

（2）志広組の情報公開制度の考え方について

2 8番 杉田源太郎 議員

（1）動物の火葬について

第4 日程第2 認第1号 平成30年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定  
について

認第2号 平成30年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

以上 2件一括上程

1 質疑

2 討論

3 採決

第5 閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ



午前 9 時 58 分開議

○議長（藪崎幸裕議員） 2 分前ですが、おそろいですから開議とします。

改めまして、皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（中村正秀） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 書記長。

○書記長（中村正秀） 御報告いたします。

石井通春議員ほか 1 名から、それぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。  
以上です。

---

○議長（藪崎幸裕議員） それでは、日程第 1. 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

1 番 石井通春議員、登壇を求めます。

○1 番（石井通春議員） はい。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

（登 壇）

○1 番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春でございます。

今日は、2 つの標題について質問いたします。

最初は、クリーンセンター入札に対し議会と市民への説明をどう進めていくかについてです。

10 年以上懸念事項となっておりました本事業がいよいよ本格化するわけですが、数百億円規模の巨額の税金を使う事業でありまして、組合は、その使途を両市民に説明する責任を当然負っているわけです。

まず、この事業は、設計・建設費と運営費それぞれを競争入札で整備する従来からの公設公営方式ではなくて、設計・建設、運営を民間事業者に一括して委ねる民間事業手法の 1 つであります DBO 方式にて行うことが既に決められております。この建設後の長年にわたる運営を全て 1 者に行わせることで、従来方式と比べて経費が削減されるとしておりますけれども、では、どれだけの経費減となるのかが 1 点目です。

2 点目は、DBO 方式は、落札時に従来の方設公営方式と比較して設計・建設費と運

営費がどれほどの差があるのかを示すことが算定の前提条件となっております。そうでなければ、これが優位だと組合が決められないはずです。では、それぞれの算定額がどうなっているか、その根拠と同時にお答えください。

ただ、額そのものが、巨額さ、長期にわたる償還など、さまざまな要素で変動があるのは当然ですけれども、少なくとも来年度予算議会には予算案として議案が提案される予定であります。その段階では少なくとも示すべきではないでしょうか。金額のない予算案などあり得ませんので当たり前のことですが、確認の質問がこの3点目です。

4点目は、本年3月25日、藤枝市と仮宿町内会が交わしましたクリーンセンター建設に関する確約書では、稼働は期限つきとして30年間を基本とすることが定められております。これは、30年後はもう新設しかないということを経済条件としたものではなくて、そのときが来ても長寿命化を検討する内容としているかどうか、これが4点目です。

この項目の5点目、最後ですが、今回同様に、DBO方式で落札した事業は、最近ですと昨年の大井川・藤枝環境管理センター事業があります。DBO方式の手順は、まず、予算を決めて、その後、組合が業者向けに入札説明書をつくり、その手順に従って審査が行われることとなります。

前回、組合はここで誤りを犯しました。この説明書中に、地方自治法等に何ら根拠が示されていない著作権という項目をつけて、入札者の書類の著作権は、入札参加者に帰属するとしたのです。著作権とは、自分がつくった曲ですとか商品を他人が自分のものと販売したりしたときに発生するものでありまして、こんなことをあえて記載する必要はありません。しかも、これを盾にとって、後で触れますが、大井川環境管理センターでの入札した業者の提案書を議会に示すこともしませんでした。全く誤った対応をいたしました。

さらに志広組の説明書には、著作権を業者に与えつつも、組合は、本事業において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとするとして志広組自身がみずから定めておきながら、業者が拒んだからという理由、その理由だけで提案書そのものを示さないという議会軽視、条文不理解の二重の誤りを犯しました。

ただ、この著作権項目を定めることは広く全国に浸透しておりまして、法律等の根拠はありませんけれども、実態として定めなければならないという事情がありますが、問題は同様に、このDBO方式で行いますこのクリーンセンター事業において、当然、こ

の著作権を定めることになり、組合の解釈が再度問われることになります。

この点について、昨年の教訓から、クリーンセンター事業では、この著作権を組合はどう扱うのか、市民、議会の立場に立って扱うのかどうかを確認したいと思います。

標題2つ目は、環境管理センターの入札をめぐる志広組の情報公開制度のあり方についてです。

し尿浄化槽汚泥を再処理する環境管理センターの整備が昨年なされました。この事業も、先ほども述べましたが、クリーンセンター同様にDBO方式で行われたわけなんですけれども、私は、DBO方式そのものを否定するものではありません。また、建設価格よりも運営費用に重点を置くこのやり方によって、長い目で見れば建設費が高い業者に落札することも私は否定をしません。問題は、大井川環境管理センターの入札において、88億円で落札したクボタ環境サービスより10億円も安い78億円で入札した日立造船グループの提案した内容を、先ほど述べた著作権を主な理由として議会に示さなかった志広組の姿勢です。

DBOの採点内容は、100点満点中40点が価格面、残り60点が運営内容です。つまり、この60点のところでもクボタは10億円の差を逆転できる提案をしていたわけなんですけれども、比較対象とすべき日立の提案内容を全く知らせなかったわけです。これでは、どのような理由で優劣がついたか議会が知るすべもなく、10億円もの負担増を容認したことになります。

さらに、この問題では志広組の市民に対する公文書の情報開示の姿勢に大きな影を落とす事態が発生をいたしました。言うまでもなく、公文書は国民共有の財産でありまして、全体への奉仕者たる公務員は、守秘義務等課せられる公文書以外は国民に知らさなければならぬ責務があります。

問題の文書は、今日、皆様にお配りした資料です。

これは、私が情報公開条例によりまして昨年2月20日に志広組に開示請求した文書です。正式な文書名は、「新大井川環境管理センター整備・運営事業提案書等の基礎審査に係る確認事項及び回答書」という名前の文書ですけれども、そこから私が抜粋・作成したものです。きのう、はさみとのりを使って一生懸命つくりました。

この基礎審査は、業者の提案内容を評価し落札者が決定する選定委員会、これは、両市の副市長と環境部長、学識経験者からなります委員会ですが、業者の提案書の内容に対し質問し、質問はこの確認内容のところ、質問内容です、それに対して業者が回

答しているところの表です。この公文書は、その問答をまとめたものです。クボタ環境サービスと日立造船グループとの開示の差をわかりやすいようにというか、両者並べる形で作りました。

まず、志広組は、この公文書のほとんど、特に日立造船グループですね、この部分をほとんど黒塗り、いわゆるのり弁として非開示としております。組合には情報公開条例がありまして、非開示とすべき理由を何点か列挙しておりますが、この非開示とした理由は組合の条例のどの部分に該当するのか、これが1点目です。

2つ目は、この表をごらんになれば一目瞭然ですけれども、落札したクボタとできなかった日立の間では、ほぼ同じ質問項目でありながら開示に大きな差があります。特に私が抜粋して比較表にした部分、地域社会への貢献、品質管理、リスク管理、受入監視室、脱臭設備の5項目を私が抜粋しましたが、全部開示とほとんど非開示と余りにも対照的な差ですね。この表にはありませんが、ほかの項目も大体同じような傾向です。同じ項目でありながら、しかも同じ職種の業者でありながら、なぜ開示にこれほどの差が出るのかと。志広組は合理的な説明ができるか、お答えいただきたいと思います。

また、これは、日立だけの問いになっておりますけれども、見学者への対応という問いのところは日立にはあります。これすらもほとんど非開示になっております。1ページ目のこの下のところがそうなんですけれども、これすらもというのは、し尿処理やごみ処理など、ほとんどの施設は社会見学等で見学者を受け入れておりますけれども、こうした市民に対してオープンにするべき分野でさえも隠す必要性というのがどこにあるのかと。特に、企業が持っているこの処理や資源化といった独自技術は、隠すものではなくて、むしろアピールすべき企業のセールスポイントの分野でありまして、見学者にはその点を施設では説明しているのは、これは、我々も各地へ視察に行きますけれども、当然そういう説明をしていると思います。どうして、ここの部分でも非開示となるのか説明をお願いいたします。

さらに、地域社会への貢献というところですね。これも、表面のこのこちらの部分ですけれども、ここは特に日立が全て非開示と、際立ったクボタとの差が見てとれます。志広組が作成しております落札者決定までの客観的評価基準というものがありますが、この部分、地域社会への貢献への具体的な審査項目は、本事業を通じて藤枝、焼津両市への貢献内容及び想定される効果についてですとか、本事業について、設計、運営、建設の各段階における地元企業の活用方針についてですとか、地元人材の活用方針につい

てといったところが、この地域社会への貢献への審査項目としています。これは志広組が定めています。

一方で、私への非開示の理由は、提案者の独自技術に基づく提案内容が含まれていて、公開することで今後の事業に影響するおそれがあるためというのが私への非開示の理由です。一体この先ほど述べた審査項目を公開することで、今後の事業に日立がどう影響を与えるというのか。しかも、これだけの大部分が今後の事業に影響することが記載されているというのか。大半独自技術だけの羅列だと思いますけども、合理的な説明を求めたいと思います。

大きな3点目です。

入札は、大項目4つ、中項目17の合計21項目でクボタ、日立の提案内容を審査し、60点満点で運営面では争われました。この中で、特に業者の点に差がついているのが、先ほどの地域社会への貢献、3点差、品質管理1.04点差、危機管理1.5点差です。単純計算ですけれども、事業規模80億円ですから1.8千万円になるわけなんですけど、両者にこれだけの差がつくのに選定委員会の中でどれだけの議論があったのかと。これも、結局、回答書のほとんどが非開示なので、ここで聞くしかないわけです。お答えいただきたいと思います。

4点目です。金額面の配点は100点満点中40点です。60点は、先ほどの運営面ですね。ところが10億円の差がついておきながら、落札したクボタは40点満点を獲得しているんですけれども、落札できなかった日立は35.12点で、その差は4.48点しかありません。10億円という巨額の差がついておきながら、100点満点のうち5点以下の差しかつかないというのは、こうした基準そのものが市民に説明できる正当なものかと考えるかどうかです。

最後、一番肝心の点です。この問題は、私、昨年来からずっと取り上げてきておりまして、この議会で4回目になります。その都度私は言ってきましたが、DBO方式は当然あり得る形で、10億円の差がつくことも、もちろんDBO方式である以上はあり得るということです。

しかし、その検証する資料を議会に示さないということが最大の問題点です。その主な理由が、先ほどの著作権ですとか、落札した業者の技術は、これから建物が建っていくから随時出していくとか、落札できなかった日立は、提案書やこの回答書の中身、内容を含め提供しないとしているからといった理由で説明を拒んできました。しかし、志

広組は、これらに従う必要は全くありません。日立が出すなど言っても、出す、出さないの判断は志広組にあります。それによって、今後、志広組が行う事業に対し、入札してくれないというような業界の意思があるという話も聞きましたが、そんな業者はこちらから願い下げすればいいと思います。

問題は、住民に対し説明する姿勢が組合、志広組にあるかないかです。残念ながら、これまでの議会ではその姿勢は感じられませんでした。税金を使って事業を行う意味がわかっているのかという姿勢でしかありませんでした。全部出せとは私は言っておりません。公にすることで業者に不利益が生じるものがあれば隠せばいいと思います。しかし、この文書にありますように、全面非開示です。一体、組合は全事業80億円という10億円も高い業者が落札していることへの市民への説明をどう果たしていくというのか。説明責任も果たさず、高い負担を市民に求めて、それでよしとするのか。今からでも遅くないので、きちんと示すべきだと思います。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

石井議員にお答えいたします。

初めに、標題1のクリーンセンター入札に対し議会と市民への説明をどう進めていくのかについての1項目め、DBO方式では公設公営方式に比べ経費節減がなされるのかについて、及び2項目めの設計・建設費の運営費の公設公営方式とDBO方式の算定額と根拠について、このことをごさいます。

このことにつきましては、平成27年度に、事業方式を検討するために、御存じのとおり、4つの方式を総合的に比較したところ、DBO方式が最も優位であるとまとめたところをごさいます。また、その時点では、約6%の経費節減が見込まれているという状況になっております。なお、昨今の物価変動等が大変激しい中で、平成27年度算定を確認しながら、現在、再度試算をしているところをごさいます。

次に、3項目め、公設公営方式のDBO方式の財政効果比較を議決前に示すべき、このことについてでございますが、当然のことながら、作業の進捗に応じまして報告をし

てまいります。

次に、4項目めの仮宿町内会との確約書では、稼働期間を30年間とする期限を定めているところですが、新設を条件としたものではなく、期限後も長寿命化を検討する内容でよいか、このことをごさいます。

ごみ焼却施設、この稼働期間は30年を基本とすると定めているところですが、地元の皆様との協議の中で、施設全体の長寿命化を図っていきたいと考えております。

次に、5項目めのクリーンセンター事業での入札における著作権の取り扱いについて、このことをごさいます。提案書には、一般の建築物とは違うプラントの設計数値、あるいは図面、事業計画書等の事業者個別のノウハウが多く含まれておりまして、総合評価の審査に競争性を保ちつつ、よりよい提案をしてもらうためには、提案者の著作権は必要と考えているところをごさいます。

なお、著作権の取り扱いにつきましては、審査結果の公表等において、必要な場合、可能な限り公表することができるよう努めてまいります。

今度は次に、標題2の志広組の情報公開制度の考え方についての1項目め、非開示とした理由は条例中どの部分に該当するのか、このことについてごさいます。

非公開情報を定めております志太広域事務組合情報公開条例第7条第1項第3号のア、この規定に基づきまして、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの、これに該当をしているところをごさいます。

次に、2項目めの1点目と2点目、ほぼ全面公開と非公開があることについて、及び独自技術には企業にとってセールスポイントではないのか、このことについてごさいます。今回の情報公開は、条例第14条第1項の規定によりまして、双方からの意見を求め、同意があった範囲で公開をしているところをごさいます。

次に、2項目めの3点目、地域社会への貢献の審査項目と独自技術の提案がどう関係するのか、このことについてごさいます。

地域社会への貢献では、地域への貢献内容、その効果、地元企業への活用方針、地元人材の活用方針などの提案者独自のノウハウ、あるいは取引先の情報など、独自技術やネットワークにかかわるものが示されております。

次に、3項目めの点数が開いた項目に対する議論についてごさいます。審査項目全般におきまして、学識経験者等で構成いたします事業者選定委員会によりまして、要

求水準に対する確認のための提案書の基礎審査に係る確認、あるいは最終的に審査点をつけるに当たって確認すべき事項を提案者のプレゼンテーションのヒアリングにより確認いたしまして、各委員が個別に各項目の採点を行っております。昨年の10月定例会でも御答弁申し上げましたが、各委員は、地域経済への配慮、技術的実現性、地震対策などを踏まえまして総合的に判断したものと考えているところでございます。

次に、4項目めの入札価格の得点化の基準は正当か、このことについてでございます。

入札価格に関する事項を含む加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点につきましては、本事業が期待する事項の必要性や、あるいは重要性を勘案したものを選定委員会に諮りまして、決定した上で入札前の落札者決定基準によりまして事前公表をしているところでございます。

入札価格得点の計算につきましては、配点40点に対しまして、最低入札価格を入札価格で除した値を換算して算出しておりまして、多くの自治体でも同様な方法で算出しているところでございます。

次に、5項目めの市民への説明をどう果たしていくか、このことについてでございます。

落札者決定までの経過あるいは提案内容の得点及び入札価格の得点につきましては、組合のホームページによりまして、平成30年4月18日に公表をしております。

落札者決定までの経過でございますが、最初に入札価格以外の技術点について審査いたしまして、その得点を求めて、最後に入札価格を開札して価格点として、その合計総合評価値として、その上で最優秀落札者を決定いたしました。

今回の入札につきましては、条例に基づきまして選定委員会を組織して、専門的知見から適正・厳正に選定していただいた結果でありまして、今後、市民や地域の皆様が安心して生活できる最も有利な最優秀提案者が選定されたものと考えているところでございます。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） まず、クリーンセンターの入札の予算前の議案の提示、これは、作業の進捗に応じて報告してまいりますというお答えでございますけれども、予算の段階では、この予算額が示されるわけですから、その積算根拠はもちろんあるわけですね。ですから、その入札前に予算案が示される状況になっていますので、少なくとも予算案のときには、少なくともですよ、少なくとも予算案のときには公設公営との比較を



含めて示すということによろしいですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

予算案など、議会での審議をお願いする事項につきましては、十分な御審議がいただけるようお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 私の通告は、議決前というふうに通告していますので、最初からそう答えていただければと思いますけれども、これは当たり前の話であります。ただ、大環のときはそれがなかったものですから、あえて確認させていただきました。

それから、4点目のほうです。

仮宿町内会との合意については、施設全体の長寿命化を図っていききたいと考えておりますという答えでございます。ただ、大環、藤環の場合は、新設という言葉が地元の皆さんとの合意の事項になったものですから、そのときにあの施設が長寿命化できるかどうかというところが、ちょっと検証が不十分なところがありました。ただ、クリーンセンターの場合は、もちろん地元の合意が大事、一番なところだと思いますけれども、あくまでも長寿命化を図っていくというふうに考えていると。新設ありきではないというところは確認できたと思っておりますので、この点についてのお答えは結構です。

この標題の5項目、最後のところですね。著作権の扱いについてです。

お答えは、一応著作権は必要と考えているわけで、審議結果の公表等においては、必要な場合、可能な限り公表するようにはしていきたいというお答えでございました。私は、著作権など、この入札説明書に定めなくても、著作権法という法律がありますので、違反した場合は、その法律に基づいて対処すればいいだけの話で、わざわざ組合が定める必要はないと思っているんですが、全国でほとんどの一組等でやっているという実態は、そういう業界の事情もあるということも伺っております。

ただ、志広組の場合は、大井川環境センター、後で触れますけれども、そのときに失敗しております、それに何を学ぶかというものが、私はこのクリーンセンターの場合、問われてくると思うんですね。

答弁は、必要な場合は、可能な限り公表に努めるということです。この扱いについて

は、この通告から、この間、私と組合との間でさんざんやりとりがありましたので、そのときに意図は十分通じていると感じておりますから、まず、安いほうで落札すれば、そもそもこんな話は出てこない話でもありますので、答弁に全く納得したわけではありませぬけれども、特に再質問することはないと思っておりますので、そのように努めていただきたいというふうには思います。

問題は、標題2つ目の情報公開めぐりの扱いについてです。

私の公文書の開示請求に対しての非開示の理由は、志広組の情報公開条例の第7条第1項第3号のアの規定、公にすることによって当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するものに該当するからというお答えでありました。これは、この理由をつけて私に非開示の決定を示しておりますので、当たり前の答えです。そうでなければおかしい。

ここで確認いたしますけれども、企業の独自技術を公開することと、それから、その企業の独自技術を公開することによって、その企業が正当な利益を害するおそれがあるもの、つまり、その特許とか、そういう企業が当然隠さなければいけない技術なんかもあるわけです、技術の中には。独自技術を公開することと、公開することで正当な利益を害するおそれがあるものというものは、全くの別の問題ということではよろしいですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 組合として非開示情報に該当する部分の判断につきましては、条例第14条第1項の規定により、第三者に意見を求めたところ、同意があった範囲で公開をしております。公開されていない独自技術が公開されることにより、正当な利益が害されるものと考えております。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） もちろん企業にとっては隠さなければならない事項はありますので、私はそこまで出せとは言っていないんですね。しかし、今回の組合の開示の資料は、先ほど再三示しておりますように、これを見ると、同じし尿浄化槽汚泥を処理するクボタと日立造船という同じ会社でありながら、なぜここまでの開示の内容の差があるのかと。あり得ないでしょう、普通は。

恐らく日立のほうは企業の独自技術としか書いてないと思うんですよ、これを隠され

るところは。クボタの回答と比較すると大体想像つきます。むしろ企業にとってアピールすべき、セールスすべきことが書いてあるんじゃないんでしょうか。だから、先ほどの答えられた記述と違って、ちょっと曖昧な答えをされましたが、単に独自技術だからという理由で非開示しているのではないんですか、組合は。正当な利益を害するものに該当するということをどうやって説明できるんでしょうか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 組合として非開示情報に該当する部分の判断につきましては、第14条第1項の規定により、第三者に意見を求めたところ、会社の利益を害するものでない同意があった範囲で公開をしているものでございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 今、大事なことを言われたんですが、今、組合が非開示とした理由は、条例の第14条、情報公開条例の第14条の規定によりまして、第三者の意見を求めたところ、同意があった範囲内で公開しているというお答えですね。言われました。じゃあ、その第三者の意見とは、この場合は、クボタと日立が該当するんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 第三者についてでございますけれども、第三者とは、組合や国及び情報公開請求をした者以外の者ということでございまして、今回の事例では、クボタ環境サービス株式会社及び日立造船株式会社ということになります。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 14条の中にあります第三者の意見、この場合は、第三者はクボタと日立であるということです。

志広組の情報公開条例のその第14条ですが、第三者に対する意見書提出の機会の付与等を与えるという規定になっております。これは、公開請求にかかわる公文書に、組合、国等及び公開請求者以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、これは志広組ですね、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対して、この場合、クボタと日立です、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知

して、意見書を提出する機会を与えることができるというのが14条の規定です。

これは、先ほどの、これの規定で同意があった範囲で公開すると答えられました。今、この議会で初めてそういう規定が示されたんですが、今までは、あくまでも公開の基準は第7条、公にすることによって、競争上、その地位その他正当な利益を害するおそれがある者という基準で非公開にしたんじゃないんですか。しかも、この第14条というのは、公開すべきかどうかと決めている事項ではなくて、意見書の提出の機会を与えますよという決まりではないんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 第14条第1項では、第三者の情報が記載されている文書を公開するかどうか決定する前に、第三者に意見を提出する機会を与えることができるという規定でございまして、公開の基準は、あくまでも条例第7条第1項第3号に該当します。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 先ほど、そう答えなかったから。この公開の規定、何で公開したかという、第14条でクボタと日立に意見を求めて、同意を得た範囲で公開すると答えているんですよ。これに対して、今の議会では。

今、またさらに、また元に戻っちゃって、第7条の規定で、正当な利益を公開することで害するものがあるからというふうに答えられておりまして、全く矛盾をしているわけですね、志広組の内部で。

その同意を得た範囲というのは、これは、第14条の中でも書いてないですよ。条例の中にも書いてないです。二重に矛盾している。大体業者に出すなと言われて、日立からこれを出しちゃだめだと言われて、はい、わかりましたと当然のように非開示にすること自体、市民のほうを向いていると言えないんですよ。

隠された内容がどういう内容を書いているかということは、大体これを比較していけばわかる場所があります。一目瞭然でわかる場所あるんですが、地域社会への貢献というところで、クボタと日立造船グループの確認内容と全く同じ問いをしているところがあります。ほかのところは若干ちょっと問いが違うんですが、地域社会への貢献というところでは、両者とも全く同じ問いをしているところであって、クボタの場合です

と（２）のところですか。運営人員について、全数及び体制図を御説明の上、本施設の安定稼働に支障がないことを御説明ください。クボタはこれ全部出てるんですが、日立のところは、ぽつんと１文字消えているんですよ。これは全く同じ文字で、この隠された文字は、図工の図です。図。この図工の図を１文字隠すことで、どうして業者の正当な利益を害することにつながるんですか。レベルが低いんですよ。志広組のレベルが低いと言っているのではない。情報を隠す基準のレベルが低い。独自技術はというふうに隠そう隠そうとするから、図一文字でも、図工の図一文字でも、こう過敏に反応して隠す。これ、どう説明するんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 組合としましては、非開示情報に該当する部分の判断につきまして、条例第14条第1項の規定により、第三者に意見を求めたところ、同意があった範囲で公開をしております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 私が具体的事実をこれだけ突きつけて重ねて聞いているのに、それに対して何の反応もすることもなく、根拠もなく、ただ、第三者だとか同意が得た範囲で公開するだけだって答えを繰り返しても、もう白旗を上げていると言われても仕方がないですよ。

志広組が定めているこの情報公開条例には、第1条のところに、目的というところが書いてありまして、これ何と書いてあるかというのと、なかなかいいこと書いてあるんですね。この条例は、「住民の志広組の行政活動について知る権利を尊重して、住民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに組合の保有する公文書の公開等に関して必要な事項を定めることにより、組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにし、組合行政に対する住民の信頼の確保と住民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。」というのが志広組の条例の第1条ですね。こういう今のこのあり方は、志広組自身がこの条例の目的に違反しているのではないんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 志太広域事務組合情報公開条例の第1条の目的でございますが、目的においては、住民の知る権利を明記するとともに、公文書の開示請求権も明らかにしております。今回、情報公開条例第7条第1項第3号のアの規定に該当する非開示情報を非開示としておりますが、条例の趣旨に沿って、情報開示の徹底に努めることができるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） また答えになっていません。

組合の目的、条例の目的は、住民の知る権利を尊重して、組合の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにし、組合に対する住民の信頼確保と住民参画を図り、民主的で開かれた組合行政の推進に資することと書いてあります。議会からの要請には答えず、業者に出すなど言われたから隠すようなことは、明らかに、この条例の1条のところの中身に志広組自身が違反しているということを厳しく指摘をしておきます。

そして、見学者への対応についてです。

これについても、第三者の意見等々のお答えだったと思いますが、壇上でも述べたとおり、見学者への対応で、独自技術を見学者にとすることは、むしろ企業にとってアピール、また、技術を説明することはイメージアップにする当たり前の内容の場であるはずですが、ところが、日立造船の見学者の対応のところは、全部とは言わないんですが、こういうアピールするところでも半分以上隠しているんですね。これに対するお答えが、通告はしたんですが、お答えがありません。お答えを聞かせていただきます。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 組合として、非開示情報に該当する部分の判断につきましては、条例第14条第1項の規定により、第三者に意見を求めたところ、同意があった範囲で公開をしております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） オウム返しにそれを繰り返すんですね。もうそれは破綻しているんです、14条の話は。先ほど、公開の基準は第7条だって、あなたたちも先ほど言っている話なんだから。しかも14条、私は、ここには公開の基準は書いてないでしょうと

いうことを聞いても、それに対する反論もないわけだから、今さらオウム返しのようにそれを繰り返して言っても無駄なんです。もう意味は通らない、していただかないと。

この見学者への対応について、開示されている内容から察すると、大体読めるんです。見学者が臭気を感じないようにどう対策をしているかということを知っていると思うんですよ、これ。全国ほとんどの汚泥再処理施設なんかでは見学者を受け入れておりますけれども、臭気対策を隠す施設なんて、私は聞いたことないですよ。むしろ、まず行ったら、臭気対策をどうしてますかって、向こうのほうから言ってくるような、そんな話だと思うんですよ。だから、見学者にアピールしているところまで隠そうとしている。先ほどのレベルの話ですが、やはりこういうところでも隠そう隠そうとするから、こうしたところまで隠しちゃうといったところがあらわれてしまっているんじゃないかなというふうに思います。

まだまだちょっと矛盾点があつて聞きたいこともあります、これ以上聞いても無駄だと思いますし時間もありませんので、最後1点だけ、ちょっと聞いておきたいと思えますけれども、実際、この隠しているところが、隠さなければいけないという事実があるのかというと、私は決してそうではないというふうに思うんですね。例えば、森友・加計疑惑のような、ああいう補助金等の不正があつて、隠そう隠そうというような、そういうレベルの話では、実際、私はこれないと思っているんです。事実そうだと思います。私は見てないので何とも言えないんですけれども、大体そうだと思います。もう済んだことでもこれありますし、私としては、昨年2月からこの問題出ているんだけど、非開示とした姿勢を少しでも組合が転換して、市民の立場で、これから開示していくというところがこの議会で出れば、それでオーケーだったんですよ。

そのことは、1カ月前の通告のときから再三折衝の際に言っているんですが、全く改めようとしないう姿勢がどうも腑に落ちないですね。これ、公開することで組合にとって不利益が生じるような内容では私は全然ないというふうに思いますし、公開することで、組合が、じゃあ実際に何か訴えられたりするようなものがあるかと聞いても、どうもそういうものも答えられなかった、感じられませんでした。

公文書開示に関して行政が姿勢を転換することは何も恥ではありませんで、南スーダンの立法をめぐる防衛省ですとか、最近でも、郵政番組をめぐる、NHK経営委員会が議事録はないないと言っていたのを、ありましたと言って、撤回して、改めてというようなことも国政では、好ましいことではないんですが、やっている話であります。

それも伝えてきたんですけれども、かたくなに拒む姿勢は、不正の事実がなくても、不正があるという認識を市民が持たざるを得ない、そういう状況を組合みずからつくり出してしまっているんじゃないかな、残念な状況をつくり出してしまっているんじゃないかなと思いますけれども、どう思いますか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 組合としては、開示、非開示については、条例に基づき適切に判断をしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） いつまでも平行線で私も大変残念ですけれども、条例の1条の目的にありますような志広組の情報公開の姿勢を求めて、私の質問を終わります。

○議長（薮崎幸裕議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。今日は1件、動物の火葬についてお伺いいたします。

友引というのが月に4回から5回あります。人間の火葬については、友引の火葬は行わないというのが一般的にはなっています。しかし、その根拠は明確ではありません。友引にお葬式がだめだというのは、陰陽道（いんようどう）、おんみょうどうとも言いますがけれども、その考え方から由来するもので、大安だ、仏滅だ、あるいは友引等六曜の考え方で、仏教においては友引にお葬式をしてはいけないという教義はありません。東京では公営斎場の臨海斎場、神奈川県では横浜市が多くの斎場で、大和市は公営斎場の大和斎場が友引でも火葬ができるというふうになっています。

犬・猫等、動物の火葬遺体は多く、保護猫やTNR対応猫、交通事故に遭った飼い主のいない猫と思われます。これは、後日の調査の中で、横浜市では、動物の火葬はやっていないということがわかりました。



さて、今年は連日猛暑日が続きました。そして、その亡くなった猫が、家族であっても1日、特に猛暑の日に遺体を保冷剤等で家での保管、こういうものは精神的なことも含め、負担が大きいと思います。この夏、今年の本当に暑かった夏、たまたま友引に遺体をこの斎場に運んで、斎場が開いてなかったということで、その市民から数件の相談をいただきました。そういうものも含めて、次の質問をいたします。

(1) 動物の火葬の件数についてお伺いします。

ア、平成30年度主要概要報告書によれば、動物の死体の火葬件数は、平成29年度1,991件、平成30年度は1,990件とほぼ同数です。単純計算で一月166件、1日約6件となります。件数について、総数、犬、猫別の最近の傾向はどのようになっていますか。

イ、直近の数年の実績で、1日の火葬で最大、最小の件数はどうでしょうか。また、受付手順によれば、午前に受付をし、午後、合同で火葬とあります。1回の火葬の件数は何件でしょうか。

(2) 動物火葬歳入の内訳についてお聞きします。

ア、平成30年度の主要概要報告書によれば、斎場会館使用料、汚物類、動物の死体、717万190円とありますが、その内訳はどのようになっていますか。

イ、手数料1体、1件3,830円、令和元年10月1日より3,890円とありますが、種別、大きさ、飼い主がいない動物、保護されTNR対応された猫等、これによって違いはありますか。傾向として、飼い主のいない動物の火葬件数はどのようになっているのでしょうか。

ウ、平成29年度と平成30年度と件数は前述のとおり変わらないのに、平成29年度は652万5,270円でした。平成30年度とのこの差は何でしょうか。

(3) 斎場管理費と火葬場運営委託料についてお伺いいたします。

ア、歳出3款1項1目のうち、斎場会館管理費6,814万5,274円の内訳はどのようなもののでしょうか。

イ、斎場会館利用件数の火葬場区分のうち、火葬件数合計で平成29年度と平成30年度はほぼ変わりません。件数と委託料の関係はあるのでしょうか。

ウ、直近数年間の委託料はどのようになっているのでしょうか。

(4) 友引でも動物の火葬を。愛猫家、こういうものが増える中で、保護され新しい飼い主にめぐり会える猫たち、あるいはボランティアのTNR活動によって野生化も少しは抑えられていると思います。その子たちの最期を迎えたとき、飼っていないくても、

見つけた死体は少しでも早く火葬してあげたいと誰もが思うと思います。ペットの火葬は宗教に基づいていません。せめて動物について、友引であっても遺体の受付、火葬ができるような体制の検討をお願いしたい。

これを私の一般質問とさせていただきます。

○議長（藪崎幸裕議員） 当局から答弁を求めます。

管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、動物の火葬についての4項目め、友引であっても動物の火葬ができる体制にならないか、このことについてでございます。

動物の火葬につきましては、通常の火葬と同様に、1月1日と友引以外の開場日に受け付けておりまして、飼い主のいない動物については、曜日等を問わず、二市による引き取りも行われているところでございます。

火葬業務については、友引に従事者の休日を含めまして、業務に支障のないように勤務計画を立てて実施しておりますので、動物の火葬の受け入れにつきましては、現在のところ、現状の取り扱いを続けてまいりたいと考えております。

残りの項目につきましては、事務局次長から御答弁を申し上げます。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 私から、残りの項目についてお答えします。

1項目めの動物の火葬件数についての1点目、火葬の総数ですが、直近5年間では平成26年度2,204件、平成27年度2,305件、平成28年度2,155件、平成29年度1,991件、平成30年度1,990件であります。

犬、猫別の最近の傾向につきましては、犬の火葬件数は、平成26年度950件、平成27年度987件、平成28年度926件、平成29年度858件、平成30年度835件となっております。

猫の火葬件数は、平成26年度1,110件、平成27年度1,162件、平成28年度1,064件、平成29年度976件、平成30年度991件となっております。

次に、2点目の動物火葬の直近数年における1日の最大、最小の件数ですが、平成26年度から平成30年度における動物火葬の1日の最大件数は26件で、最小件数は0件でした。1回に火葬できる件数は、その大きさにより変動しますが、小型犬や猫程度の大き

さであれば10件程度が可能でございます。受入件数が多い場合は、2回以上に分けて火葬を行います。

次に、2項目めの動物火葬歳入の内訳についての1点目の汚物類、動物の死体の内訳についてですが、分娩に係る汚物類が35万6,620円、動物の死体が681万3,570円となっております。

次に、2点目の種別、大きさ、飼い主がなく発見された動物等で使用料に違いがあるかについてですが、動物の死体については、種別や大きさで使用料の違いはありません。

なお、飼い主のない動物の死体については、全額免除となっております。免除となった件数は、平成26年度288件、平成27年度317件、平成28年度242件、平成29年度228件、平成30年度211件となっております。

次に、3項目めの汚物類、動物の死体の使用料収入、平成29年度と平成30年度の差についてですが、主に、平成30年2月の新火葬場の供用開始に伴う使用料の改定により収入が増加しております。汚物類については、件数が減少し7万640円の減となっておりますが、動物の死体については、使用料の改定により71万5,560円の増となり、合計で64万4,920円の増となっております。

次に、3項目めの斎場管理費と火葬場運営委託料についての1点目、斎場会館管理費の内訳についてですが、委託料3,953万9,233円、光熱水費2,790万8,577円、その他消耗品費など69万7,464円となっております。

次に、2点目の斎場会館利用件数と委託料の関係についてですが、火葬業務委託においては、火葬件数の実績をもとに従事者数を定めております。

次に、3点目の直近数年間の委託料についてですが、まず、平成28年度の委託料は1,229万233円で、主な内訳は、火葬業務609万1,200円、清掃業務539万8,272円、その他80万761円となっております。

平成29年度の委託料は1,429万561円で、主な内訳は、火葬業務710万6,400円、清掃業務617万1,120円、その他101万3,041円となっております。

平成30年度の委託料は3,953万9,233円で、主な内訳は、火葬業務2,284万2,000円、清掃業務693万1,440円、空調設備保守点検業務496万8,000円、エレベーター保守点検業務127万80円、その他352万7,713円となっております。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） まず、火葬業務のその委託ですけれども、火葬件数を実績をもとに従事者数を定めるというふうに、今、答弁あったと思うんですけれども、これはどのようなことでしょうか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 平成30年度の火葬業務委託の仕様書におきましては、前年度の人体火葬件数3,030件などを示しておりますが、これをもとに、従事者数は5名を配置すること、組合職員2名を加えた計7名の交代勤務とし、業務に支障を来さないよう、必要な人員は勤務するものと定めております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今の人体の関係ですけれども、件数のその変動があれば、委託料に影響はあるんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 火葬業務につきましては、組合職員2名と専門業者の委託職員5名の合計7名による体制で行っているところでございます。基本的には、このうち6名が勤務することとし、火葬件数の多い日は7名、少ない日は5名以下の勤務としております。

今後、火葬件数の増加により、7名の勤務が必要となる日が増えることなども見込まれますが、7名による交代勤務では人員が不足する場合は、委託職員など、従事者の数を増やすという検討をすることになります。

その場合、委託料の主なものは人件費でありますことから、委託料にも影響が出ると考えているところでございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今の答弁の中では、その就業日数が増えるという前提ではないですね。これ、日数は変わらないで、7名の勤務日数が増えるということでもいいで

すか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 御質問のとおり、現在のところ、現状の開場日数での対応を続けてまいりますので、今後、火葬件数の増加により、7名の勤務が必要となる日も増えることなどは見込まれます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 再確認ですけれども、これからも可能性があり得るという今の答弁なんですけれども、この件数に変動があっても、その委託料に影響するっていうのは次年度以降ということによろしいですよ。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） そのとおりです。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 先ほどの答弁の中で、直近数年間の委託料についてお聞きしました。その中で、火葬業務のところについて主にお伺いしますけれども、平成27年度が609万何がし、あっ、平成28年度ですわ、すみません、平成29年度が710万円、平成30年度が2,842万幾らっていうことでした。この平成28年度と比べて、平成29年度と平成30年度、この増額は、その平成28年度と平成29年度は100万円ぐらいなんですけれども、平成30年度にわたって、その3倍以上、こういう増え方をしています。この内容について説明をしてください。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） まず、平成28年度につきましては、火葬業務委託における従事者は1名でした。これに組合の正規職員の主任者1名、非常勤職員4名を合わせた6名により火葬業務を行っておりました。平成29年度につきましては、新火葬場が供用開始となった平成30年2月より火葬業務委託における従事者を2名に増員し、正規職員1名、非常勤職員4名と合わせた7名による体制といたしました。平成30年度につきましては、9月より火葬業務委託における従事者を5名に増員し、非常勤職員を1名に減員

し、正規の職員1名と合わせた7名の体制となりました。

以上のように、委託による従事者数の増により、火葬業務委託料が増額となっております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 非常勤職員が4名から1名に、平成28年度、平成29年度は4名ずつ、平成30年度に1名、これはどういうことですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 非常勤職員のうち、65歳以上となった3名については、任用を終了したものでございます。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） この非常勤職員というのは、1年ずつの更新ということだと思えます。この非常勤職員のその最初の1年ごとの更新、その契約がどうなっていたんですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 非常勤職員については、1年ごとの契約での更新でございませう。

以上です。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 私がちょっと聞きたかったのは、その9月から非常勤職員3名が減員というふうになっているもので、その9月にやめるっていうのは、最初の、年度初めだと思うんですけども、契約を結んだときに、その9月にやめるということは、その契約書の中に入っていたということでもいいですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（薮崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） そのとおりでございます。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 友引のことに関連ですけれども、この委託料ですね、この費用、友引にもし斎場を開いてくれという要求で開場しますよっていうふうにもしなった場合に、その費用、その費用はどのくらいに増える、その委託料が主なものは人件費だという先ほど答弁がありました、この人件費が主なものであった場合に、この友引に1日開場するとしたら、どのくらいの費用がかかると考えていますか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 友引に斎場会館を開場するためには、火葬業務や清掃業務の従事者のほか、受付の事務職員の配置、火葬炉や空調設備、各施設の光熱水費等が必要となります。友引に火葬場を開場するために必要となる各費用の年間実績等の金額を開場日数で除した場合、1日当たり約30万円程度と計算はされます。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今、年間の実績の金額を開場日数で除した、これが30万円程度だということですがけれども、決算の中には、これは入っていませんよね。今の新しい斎場が供用されて2月から今年夏まで、決算の中にこの委託料の部分がどこにあるのかちょっとわかりませんが、この30万円の根拠について説明してください。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 友引に火葬場を開場するために必要となる費用の計算根拠でございますけれども、各費用の年間実績等の金額を開場日数で除した場合に、火葬業務につきましては、委託料が約10万円、組合の正規職員の人件費が約2万4,000円、非常勤の賃金が約8,000円、清掃業務委託料が約2万4,000円、受付事務非常勤職員の賃金約1万5,000円、光熱水費約9万2,000円などがございます。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 質問に今、答えてないと思うんですがけれども、決算の中に書いてある数字、この中には、今の数字というのは、根拠はどこにあるのかと一番最初聞いたんですが、それについては答えられてないですね。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 決算の中には、詳細については、記載はございません。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） ということは、この30万円というのは、新しい斎場を2月から供用開始をして、何月までかわからないけれども、その平均の、平均というか、いろいろな費用、こういうものを合算して、今までのその日数、それを除したときに1日当たりが30万円になる、そういう解釈でいいですか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） そのとおりです。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） これは、あくまでも人体の火葬、そういうものを全部含んだときの1日当たりのこの費用だと思います。これが1カ月に1回、友引を運営する日に開場する日というふうに決めた場合には、その12カ月分ですので30万円掛ける12倍ということで、360万円が委託料として追加になるよということだと思います。

それでは、次に、その友引の日に人体はやらないで、動物だけのその火葬を行うよ、そういうときには、この費用はどのくらいになりますか。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

○事務局次長（長井孝仁） 斎場会館における動物の火葬についてでございますけれども、火葬業務従事者が時間ごとに予定されている人体の火葬を行う間に行っております。友引に動物の火葬を行うためには、そのための従事者の配置や火葬炉を運転するガス代などが必要となります。

火葬業務受託の業者が、現状の従事者の体制において友引における人員配置が可能である場合がございますけれども、委託料の実績などから、友引に動物の火葬を行うための費用は、1日当たり5万円程度が必要と見込まれます。

以上です。

○議長（藪崎幸裕議員） 杉田議員。



○8番（杉田源太郎議員） この委託料に関して言えば、人体含めてやる場合に1日30万円、そして、もし動物だけ受けるよといったときには、今の答弁の中で、1日5万円。1年間、5万円だけ、そのほかの日もあるかもしれませんが、委託料に関して言えば、5万円掛ける12カ月、年間で60万円ということになると思います。

ここで、友引に火葬を行った場合、その費用について、今、このように聞きましたけれども、この上で、今までずっと次長に答弁いただきました。こういう実態、そういうものを聞いて、そして、管理者としてね、今後、どのようにできるのかなとか、そういう友引について検討はいただけますでしょうか、管理者に考えをお聞きします。

○議長（薮崎幸裕議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 議員のほうからこの質問を事前に伺った際、最近では、忌み嫌う仏滅にあえて結婚式を行う、こういう方もいらっしゃる、そういうような中で、友引に火葬をやる方、まあ、いいじゃないかという、普通は忌み嫌う、そういったようなこともいらっしゃるということを改めて認識いたしました。ましてや動物だったら、そういったような考えをお持ちの方もいらっしゃるなということは容易に認識しているところでございます。

そういうような中で、私たちの志広組では、以前から、動物の火葬につきましては、通常の火葬と同様に、1月1日と友引以外の開場日に受け付けておりまして、その日には、従業員の休日、それから、あわせて輪番によりまして、施設や設備、そういったような点検の日に当てているのが現状でございます。また、飼い主のいない動物につきましては、曜日を問わないで、二市による引き取りも行われておりますので、現在のところ、現状の対応を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（薮崎幸裕議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今の管理者のそのお答えの中で、意味は理解はできると。そういうものは、友引であっても人体の火葬もやる、あるいは、もうお葬式なんかもやるというようなのが増えているというのもあります。そういうものを理解された上で、最初の答弁と同じ答弁だったと思います。

私は、理解はできるけれども、検討もできるのかできないのかというところでね、最後に私の考え方をちょっと申し上げながら要請をしたいと思うんですけども、今、動物愛護の運動は全国的に広がっているというのは、今のお答えの中でも感じられていると思います。最近、いろいろなテレビ番組で動物保護の問題だとか、多くの保護活動

が取り上げられて、その中で、どういうふうにな所の人たちが、あるいはそれを聞きつけた人たちがどんどんボランティアに参加をしたり、あるいはいろいろな譲渡会とか、そういうところに参加をしているということもテレビ報道等で見受けられます。

そういう中で、私は、藤枝市の活動はちょっと確認はしていませんけれども、焼津市ではボランティアの方たちがTNR活動、こういうものも進めています。そして、保護したその命というものは、先ほども言いましたけれども、譲渡会を通じながら、正しい飼い方、それから、その新しく親になってくれる可能性がある方というところに、1週間だか10日間だかわかりませんが、一回預けて、その相性を確認しながら、そうやって新しい飼い主に譲渡されている、そういうものも報告を受けたり、そのボランティアの方から実際について聞いてきました。

命を大切に作る地道な活動をこうやって続けてきた、こういうことが飼い主のいない子たちを少しずつ減らしていると。先ほど火葬のところ、免除になった件数がかかなり減っている、100頭ぐらい減っているという報告がありましたけれども、やっぱりそういうものもここにその活動がつながっているんじゃないかなというふうに私は感じています。

市民からの連絡によって、焼津市ですよ、市の職員が事故等で死んでしまった猫等、それを処置した件数、これは焼津市の環境部のほうですけども、平成27年度は502件でした。平成28年度は411件、平成29年度は381件、平成30年度は382件、大幅に減ってきました。確かに、今、管理者が答弁を言われたとおり、曜日問わず二市により引き取り、これも行われています。しかし、市民から、その連絡で職員が引き取りに行ったり、あるいは市民の方がその環境部のほうに、こんな猫ちゃんが死んでたよ、事故で道路で落っこったよというようなね、そんなことで運んでくれることもあると聞いています。

でも、環境部としては、その子たちはごみとして処分されます。ごみです。しょうがないことあるのかもしれませんが。今、これだけ動物愛護の意識が広がりつつあるときに、たまたま見つけたその飼い主のいない子、この遺体を、ちょっと時間に余裕がある人がいて、斎場に運べば火葬費用は免除されて火葬してもらえるんですよ。その善意によって斎場に運ばれてきたんだけど、たまたまその日が友引だった。斎場は閉まっています、やむを得ず裏に回りますよね。その置き場所のところに、どこどこで死んでました、火葬をよろしくなんていうようなメモがあって、あとをお願いしますよということがメ

モで記されていたら、志広組は、この斎場としてはどんなふうに取り組むんでしょうか。月に4日から5日、友引っていうのがありますけれども、そのうちの1日だけでも、動物の火葬だけでも、そういうことを検討する。年間、先ほどの委託料の関係だけですけれども、1年間60万円の増加、プラスですよ。

何だよ。議長、注意してやってくれよ。

○議長（藪崎幸裕議員） もう一回続けてください。いいですよ。気にしないで続けてくれる。

○8番（杉田源太郎議員） そういう動物の火葬だけであれば、年間60万円の委託料の追加で可能なんです。それを後、委託業者のほうで日数だとかそういうものを少し調整しなければならぬかもしれません。労働条件が、これがひどくなつてはいけないことです。ですから、そういうものを確認していかなければなりません。

県内で、その友引に開場しているところはないというふうに、私の調査の中では聞いています。その現状の対応を続ける、これは、県内にもほかにやっているところがないから、志広組もそれを、今までの現状の対応を続ける、こういう理由なんですか。

横浜市その自治体、あるいは広域組合でも、月1回の友引の開場、斎場を開いて実施をしています。友引の日に月1回は、その火葬をやっています。今、新しい斎場になって、動物たちに気を使う志広組、星山の苑、いい名前をつけました。そういうものをこうやってアピールしていったらどうですか。温かい心を感じるその斎場運営ということ。これを前提にまず最初にアピールしていく。まず市民に周知して、1年間だけでも試してみるだとか。それは1年でなくてもいいですけども、その結果について評価をして、また、来年度の予算、そういうところに生かしてみる、やってみる、そんなことをぜひ検討していただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議長（藪崎幸裕議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

---

○議長（藪崎幸裕議員） 日程第2. 認第1号及び認第2号、以上2件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案2件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（薮崎幸裕議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、上程議案2件に対する討論を行いますが、通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、上程議案2件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（薮崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（薮崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和元年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

数崎幸裕

会議録署名議員

石田江利子

会議録署名議員

渋谷英彦